地域で支え合う除雪支援事業（よくあるご質問）

１　補助対象作業について

Ｑ１：手作業ではなく、除雪機を使った除雪作業（機械除雪）をしても対象になりますか？

Ａ１：対象になります。ただし、手作業であっても、機械除雪であっても、補助金は、１時間当たり１，０００円です。

Ｑ２：家の前の道路に除雪車が通った後、大量の雪が家の間口をふさいでいる状況です。その雪は道路側にありますが、補助対象作業に該当しますか？

Ａ２：その雪があることで住んでいる方が出入りできず、生活に支障がある状況であれば、対象となります。

Ｑ３：横断歩道付近や、ごみステーション付近の除雪作業は対象になりますか？

Ａ３：対象になりません。この制度は、自力での除雪が困難な方を支援するものであり、町内会で行われる全ての除雪を対象とするものではありませんので、御了承ください。

Ｑ４：空き家（空き倉庫）の除雪作業は対象になりますか？

Ａ４：対象になりません。この制度は、自力での除雪が困難な方を支援するものであり、空き家等の維持管理は対象としていません。

２　補助対象世帯について

Ｑ１：本人が入院中で、そのお宅が一時的に空き家の状態です。この世帯は対象になりますか？

Ａ１：退院して戻ってくることが想定でき、親戚等の助けがなく、誰も除雪をする方がいないようであれば、対象となります。一時的な不在については、週の中で確実に不在にする日が数日あるなど、様々なケースがあるかと思いますので、詳しくお聞きした上で対応します。

Ｑ２：市内に家族がいる世帯について、除雪の対象にできますか？

Ａ２：市内に家族がいたとしても、その助けが得られない場合（仕事や家庭の都合により日常的な除雪が難しいなど）は、対象となります。

Ｑ３：計画書を提出した後に対象者を追加することはできますか？

Ａ３：追加できます。市民活動支援課まで御連絡ください。

３　作業従事者について

Ｑ１：計画書を提出した後、新たに作業従事者を追加できますか？

Ａ１：追加できます。市民活動支援課まで御連絡ください。

Ｑ２：親戚による除雪作業は対象となりますか？

Ａ２：対象になりません。親戚に除雪をお願いする場合、町内会等を介さずに行うことが一般的であり、それは「地域での支え合い」とは趣旨が異なるためです。ただし、遠い親戚で本人間でお願いする間柄ではないなど、様々なケースがありますので、状況をお聞きした上で対応します。

４　提出書類について

Ｑ１：同じ家を何度も除雪する場合、写真は毎回撮る必要がありますか？

Ａ１：毎回は必要ありません。１回分で結構ですので、１軒につき除雪前後の写真を各１枚以上撮影してください（除雪中の写真でも結構です。）。

Ｑ２：計画書の受付期間が短いようですが、なぜ雪が降る前に提出するのでしょうか？

Ａ２：雪が降ると除雪作業が忙しくなり、計画書の作成・提出が難しくなるため、雪が降る前に支援体制（除雪をする人、してもらう人）を決めていただいています。計画書作成時点での予定で結構ですので、ご提出をお願いします。

※計画書を提出したものの、結果的に除雪実績がなかったという場合は、「交付申請書兼報告書を提出しない旨の報告書」を提出してください。

Ｑ３：作業従事者一人一人にあらかじめ実績集計表を配布し、作業従事者本人に作成をお願いしています。提出の際に一枚の用紙に書き直す必要はありますか？

Ａ３：ありません。複数枚のままご提出ください。用紙が不足する場合は、お手数ですが、必要枚数をコピーするか、市ホームページからダウンロードして対応してください。

Ｑ４：実績報告書と作業実績集計表で報告時間の切り捨て方が異なるのはなぜですか？

Ａ４：制度として本来１時間未満は切り捨てになるところですが、1 時間未満の作業時間を実績に反映させるため、個々の作業時間を計算する上では 30 分ごとの集計としています。

５　制度について

Ｑ１：この事業は、介護高齢課や道路維持課の事業と併せて使うことはできますか？

Ａ１：他の事業と使い分けができれば併用可能です。例えば、屋根雪について、介護高齢課の事業を使用し、屋根から降ろした雪について、市民活動支援課の事業を使用することが可能です。

Ｑ２：屋根の除雪作業で、作業者が怪我をした場合などの保険はどうなりますか？

Ａ２：この事業では、保険などによる保障はありません。保険については、本人又は町内会等で対応してください。

Ｑ３：補助金の使途（作業者への支払い方など）について、きまりはありますか？

Ａ３：ありません。町内会ごとに対応していただいています。